

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【公開番号】特開2007-108741(P2007-108741A)

【公開日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2007-016

【出願番号】特願2006-274210(P2006-274210)

【国際特許分類】

G 02 B 6/38 (2006.01)

【F I】

G 02 B 6/38

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月28日(2009.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブル、特に光導波路(2)を電気機器に接続するための接続装置であって、ハウジング(5)と、ケーブル螺合部(6)と、電気機器の、対応するソケット(8)内に差し込むためのコネクタ(7)とが設けられており、ハウジング(5)が、ケーブル(2)を導入するかもしくは貫通させるためのケーブル路(10)を有しており、コネクタ(7)が、少なくとも部分的にハウジング(5)内に保持されていて、ケーブル路(10)内に導入されたケーブル(2)のファイバもしくは心線に結合可能である形式のものにおいて、ハウジング(5)が、2つの部分から形成されており、つまり、コネクタ(7)を収容するための第1のハウジング部分(11)と、ユニオンナット(13)を有するケーブル螺合部(6)に結合するための第2のハウジング部分(12)とを有しており、第1のハウジング部分(11)の、第2のハウジング部分(12)に対応配置された端部が、結合領域(14)を有しており、第1のハウジング部分(11)が、第2のハウジング部分(12)に結合可能であり、かつ結合された状態で軸方向に移動可能であるように、結合領域(14)が形成されており、第2のハウジング部分(12)に少なくとも1つのストップが形成されており、第1のハウジング部分(11)に少なくとも1つの対応ストップが形成されており、これによって、第2のハウジング部分(12)と第1のハウジング部分(11)とが、規定された量だけ互いに軸方向に移動可能であることを特徴とする、ケーブルを電気機器に接続するための接続装置。

【請求項2】

ケーブル、特に光導波路(2)を電気機器に接続するための接続装置であって、ハウジング(5)と、ケーブル螺合部(6)と、電気機器の、対応するソケット(8)内に差し込むためのコネクタ(7)とが設けられており、ハウジング(5)が、ケーブル(2)を導入するかもしくは貫通させるためのケーブル路(10)を有しており、コネクタ(7)が、少なくとも部分的にハウジング(5)内に保持されていて、ケーブル路(10)内に導入されたケーブル(2)のファイバもしくは心線に結合可能である形式のものにおいて、ケーブル螺合部(6)が、2つの部分から形成されており、つまり、雄ねじ山(32)を備えたスリープ状の部分(31)と、対応する雌ねじ山(27)を備えた、スリープ状の部分(31)にねじ被せ可能なユニオンナット(13)とを有しており、ハウジング(5)の、ケーブル螺合部(6)に対応配置された端部が、結合領域(33)を有しており

、スリープ状の部分（31）が、結合領域（33）に結合可能であり、かつ結合された状態でハウジングとスリープ状の部分（31）とが、互いに相対的に軸方向に移動可能であるように、結合領域（33）が形成されており、ケーブル螺合部（6）のスリープ状の部分（31）に少なくとも1つのストップが形成されており、ハウジング（5）の結合領域（33）に少なくとも1つの対応ストップが形成されており、これによって、ハウジング（5）とスリープ状の部分（31）とが、規定された量だけ互いに軸方向に移動可能であることを特徴とする、ケーブルを電気機器に接続するための接続装置。